

**令和6年度 デジタルサイネージ放映を中心としたプロモーション業務に係る
提案内容評価要領**

1 基本的な考え方

提出された企画提案書に基づき、本区が設置する選定委員会において審査を行い選定する。選定委員会は非公開とし、提案内容の評価点が最も高い提案者を受託事業者とする。

2 審査員

| 所属・役職名 |
|------------------------|
| 中京区役所 地域力推進室長 |
| 中京区役所 地域力推進室 総務・防災課長 |
| 中京区役所 地域力推進室 企画課長 |
| 中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進課長 |

3 評価の方法

(1) 評価項目及び配点

別紙「令和6年度 デジタルサイネージ放映を中心としたプロモーション業務 受託業者に係る採点表」のとおり。

(2) 採点方法

ア 項目審査点の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で審査する。

| 審査 | 項目審査点 |
|---------------------|-------|
| 優れている。 | 5点 |
| やや優れている。 | 4点 |
| 普通である。 | 3点 |
| やや劣っている。 | 2点 |
| 劣っている | 1点 |
| 本市の要求する機能がない又は記載がない | 0点 |

イ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度の高いものや提案内容に差が出やすい項目に対して、項目加重点（係数）を設定している。計算は以下の式により行う。

項目審査点×項目加重点（係数）

(3) 受託者の決定

点数は、審査員の合計点の平均（100点満点）とし、点数が最も高い者を受託者とする。合計点数が同点の場合は、見積金額の低い者を受託者とし、点数、見積金額ともに同じ場合は、くじ引きにより受託事業者を決定する。

応募事業者が1社のみ場合は、審査員の合計点の平均が60点を上回る場合に受託者とする。